

連載 著作権と情報システム

第 51 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案⑭

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

[4] 比較検証

(2) 通産省案と文化庁案⑭

(参照) アメリカの特許における発明の着想、実施、継続の立証方法としてのラボノートについて⑥

記録の継続性について詳しく書くなら、その記録が研究者にとって全く残す価値のない結果と考えたとしても、破棄することはできない。記録は継続的な結果たる事実であって、その事実を勝手に抹消することはできない。もちろん事実としての結果をねつ造したり、偽造したりすることも許されないが、事実であったものを消すこともねつ造や偽造と同じく決して許されない。

当然、ラボノートは時系列で記録されている必要があり、時系列の一部の記録がなければ、研究者がその時間に研究をしていないことになる。他の研究をしていれば、その報告が必要になる。

失敗した結果を多く残すことは、研究者が多大な時間と労力を費やした結果ともいえる一方で、多額の研究費を費消した責任を問われる可能性もある。ただし、それを無駄な研究として処理するのではなく、結果を残すことで、将来の失敗を回避する記録にもなる。これは、研究に対するラボの考え次第であろう。

このような手続きに踏むのは、その過程こそが成果を示す証拠になるからである。

引用・参考文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法 (第 2 版)」中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス, トーマス・V. ウイルソン, ディーヴィッ

ド・I. ウァイゲル, ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989年